

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

ページ
二二

号外(一) 平成二十年四月三十日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 県民税

1 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、均等割を非課税とすることとした。(第一八条関係)

2 資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。(第三二条関係)

二 不動産取得税

1 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を新築の日から一年(本則六月)を経過した日とする特例措置について、対象を見直したうえ、その適用期限を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

2 新築特例適用住宅の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置について、その適用期限を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

3 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の創設、改廃又は適用期限の延長を行うこととした。(第五二条、第五三条、第五五条、附則第七条及び附則第七条の七関係)

三 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さな自動車は税率を軽減し、新車の新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きな自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化したうえで、二年延長することとした。(附則第一三二条関係)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十年四月三十日

四 自動車取得税

- 1 平成二十二年排出ガス規制に適合したディーゼル車を平成二十二年三月三十一日まで取得した場合における税率の特例措置を創設することとした。(附則第一五条関係)
- 2 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)
- 3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車及び大型ディーゼル車に係る課税標準の特例措置について、軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)
- 4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置について、軽減対象を重点化したうえ、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)
- 五 軽油引取税
税率の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一六条関係)
- 六 狩猟税
「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置を、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける登録に限り創設することとした。(附則第一六条の三関係)
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 八 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第三十二條及び第三十四條から第三十七條までにおいて「法人等」という。)並びに」を削る。

第十四條第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第十八條第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第五項に規定するものを除く。)」を削り、同條第四項中「法人税法第二條第六号の公益法人等(」を「公益法人等(法人税法第二條第六号の公益法人等並びに)」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をい」に改め、同條第五項中「含む」の下に「以下県民税について「人格のない社団等」という)を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第三十二條の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同條第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
一次に掲げる法人	年額 二万円
イ 法人税法第二條第五号の公共法人及び第二十四條第五項に規定する公益法人等のうち、第二十五條第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
ニ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)	
ホ 資本金等の額(法第二十三條第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この項において同じ。)	

<p>を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千萬元以下であるもの</p> <p>二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千萬元を超え一億円以下であるもの</p> <p>三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの</p> <p>四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの</p> <p>五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超え一億円の</p>	<p>年額 五万円</p> <p>年額 十三万円</p> <p>年額 五十四万円</p> <p>年額 八十万円</p>
---	---

第三十二條第二項中「若しくは第四号」を削る。

第三十四條の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十五條の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等」を「法人」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十六條の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十七條の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第四十四條第一項第六号から第八号までの規定中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十二條第二項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「家庭を」を「又は家庭を」に、「宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二條第三号に規定する宅地建物取引業者若しくは日本勤労者住宅協会又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第三十六條の二の二第二項」を「者で施行令第三十六條の二の二第一項」に改め、「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三條第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法

（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一條第七号イの事業及び同法附則第八條第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九條第一項又は第十一條第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一條第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第五十三條第七項中「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六條第一項第二号の規定により県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第十四項中「若しくは第九十六條の四又は独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項若しくは同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」を「又は第九十六條の四」に、「土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号」を「同法第五十三條の三の二第一項第一号」に改める。

第五十五條第一項第四号を削り、同条第二項中「一」を「いずれかに」に、「本項」を「この項」に改める。

第五十八條第三項、第五十八條の三第七項、第五十八條の四第十一項、第五十八條の五第三項及び第五十八條の六第三項中「第五十二條第十項」を「第五十二條第九項」に改める。

第五十八條の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三條の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項若しくは同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三條の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項又は同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削り、同条第四項中「第五十二條第十項」を「第五十二條第九項」に改める。

第五十二條第十項を「第五十二條第九項」に改める。

第五十八条の七の二第二項中「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改め、同条第三項中「第五十二条第十項」を「第五十二条第九項」に改める。

第五十八条の七の三第三項中「第五十二条第十項」を「第五十二条第九項」に改める。

附則第六条の三第一項中「沖繩振興開発金融公庫」及び「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第三項に規定するもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第五十五条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第五十二条第二項ただし書、同条第三項本文及び第五十五条第一項第四号」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「取得した場合」の下に「当該施設を第五十三条第七項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該交付を受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。」を加え、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「当該施設の取得が第五十三条第七項の規定に該当する場合で当該交付を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該交付を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の二に相当する額」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定は、適用しない。

附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を削り、同条第十五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を第十四項とし、第十七項を第十五項とし、第十八項を第

十六項とし、同条第十九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「独立行政法人都市再生機構」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において」を加え、「平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を第二十項とし、第二十三項から第二十六項までを二項ずつ繰り上げ、第二十七項を削り、第二十八項を第二十五項とし、第二十九項を第二十六項とし、同条に次の三項を加える。

27 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

28 中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域若しくは同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数（施行令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で施行令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第七項、第十一項、第十二項、第十六項、第二十二項又は第二十三項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除する。

29 昭和六十二年四月一日において旧日本国有鉄道清算事業団が所有していた土地の上日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二

十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成二十二年三月三十一日までに当該承継家屋に対応する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行規則で定める額）を価格から控除する。

附則第七条の五第三項中「附則第七条第三項」を「附則第七条第二項」に、「附則第七条の四第四項第一号」を「前条第四項第一号」に、「附則第七条の四第四項の」を「前条第四項の」に改める。

附則第七条の六中「附則第七条第三項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第七条の七中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「電気を動力源とする自動車で施行規則附則第五条第一項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの）をいう。第四項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）」に、「同条第三項」を「施行規則附則第五条第三項」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「施行規則附則第五条の二第一項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限

度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十三条第六項中「基準エネルギー消費効率率以上」を「基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、

「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百七十七条の三及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までにに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

- 一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- 二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- 三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車に施行規則で定めるもののうち、道路

運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの
附則第十五条第九項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十六条中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。
附則第十六条の三を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第十六条の三 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第十七条第二項、第四項及び第五項中「法人等」を「法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の岐阜県条例（以下「旧条例」という。）第十八条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等

割については、なお従前の例による。

4 新条例第三十二条の規定(同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十年十一月三十日まで

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

ニ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)

ホ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

あるのは、

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人
資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)
ニ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

除 第 法 の で
とする。

6 (不動産取得税に関する経過措置)

別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例第五十二条第二項の規定は、この条例の公布の日の翌日(以下「適用日」という。)以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第五十二条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第三十六条の二の第二項に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

8 新条例第五十三条第七項の規定は、適用日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六条第一項第二号の規定により県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付けを受けて適用日前に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 適用日前の旧条例第五十五条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得及び旧条例附則第七条第二十七項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

10 (自動車税に関する経過措置)
新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税に

ついて適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)

11 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

12 新条例附則第十五条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

13 新条例附則第十六条の規定は、適用日以後に新条例第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第百三十九条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第百三十八条第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

14 新条例附則第十六条の三の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受けた者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

平成二十年四月三十日印刷
平成二十年四月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)